

介護保険は、公費（国・県・町）と40歳以上の皆さんに納めていただく保険料を財源に運営しています。介護サービスを十分に整えることができるように、そして介護が必要となったときには、誰もが安心してサービスを利用できるように保険料は必ず納めましょう。



Q. 介護保険料を納めないと？

通常は、介護サービスを利用したとき、かかる費用のうちの1割を利用者に負担していただきますが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

滞 納 期 間	講 じ ら れ る 措 置 の 内 容
① 1 年 以 上	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請によって後日保険給付（費用の9割）が支払われる形になります。
② 1 年 6 ヶ 月 以 上	保険給付の一部、または全部が一時的に差し止められ、滞納していた保険料と相殺されます。
③ 2 年 以 上	2年を超えた未納期間に応じて、利用者負担が1割→3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費が受けられなくなります。

☆ 滞納措置は、保険料を全額納付されたときに解除されます。

☆ 滞納期間が2年を経過すると徴収権が消滅し納付できません。ご注意ください。

『普通徴収の方の介護保険料納入には、口座振替がおすすめです』

【お問い合わせ先：町民課 健康福祉係 ☎79-2113（内線133）】

秋田県暴力団排除条例が制定されました 平成23年3月14日施行（一部同年7月1日施行）

この条例は、秋田県、県民、事業者、関係機関・団体が連携を強化し、社会が一体となって暴力団を排除し、「日本一安全で安心な秋田」を実現するために制定されました。

条例の主な禁止事項

- 学校等施設の周囲200mの区域内では、暴力団事務所の新たな運営が禁止されます。
- 事業者が、暴力団の威力を利用することや暴力団に協力する目的で、暴力団員に金品等を渡すことなどが禁止されます。
- 暴力団事務所に使用されることを知って、不動産取引を行うことが禁止されます。

違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰則が科せられます。

暴力団から不当な要求を受けて困っている、昔から暴力団に金を払われているなど、暴力団に関する悩みをお持ちの方は、是非下記の警察、財団法人暴力団壊滅秋田県民会議にご連絡ください。

公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議

相談電話 フリーダイヤル 0120-893-184
能代警察署 0185-52-4311